

幸区地域包括支援センター運営協議会委員公募要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険条例第5条の3第2項第4号に規定する幸区地域包括支援センター運営協議会委員の公募にあたり、当該委員の応募資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 応募者の資格は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 公募開始時に、原則として介護保険の第1及び第2号被保険者
- (2) 公募開始時に、幸区に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者。ただし、市退職職員は応募することができる。

(公募人員)

第3条 公募人員は、2人以内とする。

(応募方法)

第4条 応募する者は市販の罫紙、便せん等の用紙に、次に掲げる事項を記載したものの（以下「申込書」という。）に小論文（800字程度のもの）を添付して応募するものとする。

- (1) 住所、氏名、年齢（生年月日）、性別
- (2) 現在の職業
- (3) 区民となった年月日
- (4) 活動経験（福祉・保健のボランティア活動、区内の団体での活動、市政モニター等主な活動経験を記載する。）
- (5) 応募理由（簡潔に記載するものとする。）

2 前項の申込書及び小論文の様式は自由とし、前記各号の事項を漏れなく記載するものとする。

3 第1項の申込書及び小論文は、返還しないものとする。

4 小論文のテーマはその都度定めるものとする。

5 申込期限はその都度定めるものとする。（郵送による場合は、申込み期限同日の消印は有効とする。）

(選考方法等)

第5条 幸区地域包括支援センター運営協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、書類選考などにより行なうものとする。

2 選考の結果は、当該応募者に通知する。

(特例)

第6条 公募を行なった結果において、次に掲げるとき区長は委員を選考できるものとする。

- (1) 申込期限までに応募者がいないとき。
- (2) 応募者の全員が応募資格を満たさないとき。
- (3) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者がいないとき。
- (4) 応募者が人員に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。
- (5) 応募者の一部が応募資格を満たさなかったことにより、公募人員が満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。
- (6) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(幸区地域包括支援センター運営協議会委員公募要領の廃止)
- 2 幸区地域包括支援センター運営協議会委員公募要領は廃止する。